

公民教育構想と公民教育

——『国民学校公民教師用書』についての研究ノート——

木村 勝彦

1. はじめに

第二次大戦後の社会科の成立に関しては、すでに一九五〇年代の当事者による証言にはじまり、諸先学によつてかなり細かいところまで説明されてきている。特に一九九三年に出版された片上宗二の『日本社会科成立史研究』は日本側の資料はもとより、アメリカ側の資料も最大限に駆使した研究成果であり、社会科成立過程研究の一つの頂点であるといえる。⁽¹⁾

本論は、片上の研究に代表される諸研究の成果の上に立って、いわゆる公民教育構想の中の特に初等段階の部分、具体的には公民教育の教師用のガイドブックであった『国民学校公民教師用書』に焦点を当て、その責任者である青木誠四郎の教育観を検討してみたいと考える。なぜなら、この部分に関して片上は

もとより他の論者も未だ十分に触れているとは思えないからである。しかしながら、筆者の問題意識からすれば、初等段階の公民教育構想の検討は戦前の公民教育との関係を探る上で必要だと思われる。⁽²⁾

いわゆる公民教育構想は、終戦直後から始まる前田多門文相のもとで進められた公民教育の振興から始まり、公民教育刷新委員会の成立とその答申、公民教育要目委員会による公民科教材配当表の作成を経て『国民学校公民教師用書』及び『中等学校青年学校公民教師用書』の成立を以て一応、歴史的には完成する。そして現場では公民科の授業が『公民教師用書』⁽³⁾が出される数ヶ月前から開始される一方、一九四六年秋には社会科の導入が文部省とCIEとの間で合意され、社会科の成立へと向かっていく。⁽³⁾以下では、そうした過程を踏まえて、特に公民教育刷新委員会の答申と『国民学校公民教師用書』の内容を確認した上で、同書の編集責任者であった青木誠四郎の教育観について考えたい。

2. 公民教育刷新委員会答申について

周知のごとく公民教育刷新委員会は、一九四六年十一月一日に「新事態ニ即応スル公民教育ノ刷新改善ヲ図ル為」東京帝国大学教授であった戸田貞三、和辻哲郎ら当時の一流の学者をメンバーとして成立する。⁽⁴⁾この委員会は当時の文相であった「前田や総司令部の要請の結果として刷新委員会が生まれた」とされるものであるが、⁽⁵⁾結果的には『社会的現象の相関関係を多角的総合的に理解せしめる』（第一号答申）教科、つまりは総合的な社会認識をめざす教科、という方向性をもっていた」という意味でCIEの水準を越え

たとも評価を受けることになったのである。⁽⁶⁾

公民教育刷新委員会答申は次のような内容となっている。⁽⁷⁾ 第一号答申は「公民教育の目標」のもと「学校教育における公民教育」と「社会教育に於ける公民教育」とに分かれ、前者は更に「公民科教育」と「公民的実習」に、後者は青少年及び成人に対する公民教育にそれぞれ分けられている。「目標」ではその趣旨が社会と個人が相互に有機的に関連していることを理解した上で、共同生活のよき構成者になることが示されている。また第二号答申はその題目「学校教育における公民教育の具体的方策」にあるように、第一号答申の「学校教育における公民教育」の部分を更に詳細に説明したものと解される。そこでは、まず世界の平和と人類の文化に貢献することが目標とされ、その為に国家体制を民主主義化すること及び国民が国際協調の精神を持ち、生活を合理化することが必要とされる。以上のような国家の方向を基礎に公民教育の目的が第一号答申の「公民教育の目標」と表裏一体のものとして示される。そしてこの目的にそつて、公民教育の根本方向が七つ記されている。これらは合理的精神の涵養を要求するものと、社会と個人の関係を論じたものに分けられる。もちろん、合理的精神の涵養は究極的には公民教育の目的と「理解」を通じて、又、社会と個人との関係については「共同生活ニ於ル個人ノ能動性ノ自覚」によつて、それぞれ「共同生活のよき構成者となる」ことへつながるものである。なお根本方向の「七、公民教育ノ方法ニツイテノ若干ノ指標」は教科内容の取り扱いについて、立体的総合的な教科内容の構成と具体的な事象を通じた取り扱いを強調したものである。

以上のことから、答申に記された公民教育は方法的には「共同生活のよき構成者となる」ために徳目的

教授を廃して、「生活ト行動トヲ自覚的ニ社会化スル」こと、すなわち学習者の生活に沿った教育を行うことが主張されていたと言える。

3. 『国民学校公民教師用書』における公民教育論

さて、公民教育刷新委員会の答申に沿って公民教育要目委員会が設置され、それによって中等学校用公民科教材配当表が一九四六年三月に作成される。そして、二ヶ月後には公民教育の実施が現場に指示されることとなる。そして教師のためのガイドブックとして作成されたのが国民学校と中等学校及び青年学校用の『公民教師用書』であった。

そのうち『国民学校公民教師用書』は公民教育刷新委員会の答申を受ける形で青木誠四郎と井坂行男によって作成され、一九四六年九月に出版されることとなった。そしてその直前にはいくつかの実験校で実際的検討がなされていた。⁽⁸⁾以下同書の特徴をおおよそ見ていこう。

同書は、序論、「第一部 公民科教育の目的とその一般指導方針および指導演法」「第二部 国民学校の公民科指導」の三部構成になっている。

同書におけるカリキュラム構成は周知のごとく国民学校の初等科四年までが生活指導による公民教育となっており、五年以上で教科としての時間を設定して公民教育を行うとしている。このようなカリキュラムを採用する際の前提になっているのはまず戦前の教育、とりわけ修身に対する次のような批判である。⁽⁹⁾

「これまでの修身教育がとすると、現に人が生活してゐる社会について理解させ、そこで正しく行動することを、ゆるがせにした傾きのあつたことにたいしても深く反省しなければならぬ。国民の国家とのつながりはもちろん重く見なくてはならないが、現に身のまわりにある社会の生活をおろそかにして、国家国家といつてゐると、むしろそれは空なるものになる恐れが多い。新しい公民科教育は、このやうな點にも反省して、児童や生徒が社会生活をするにあたつて、正しい行動をすることが出来るやうにすること、その社会生活がどんなものであるか理解させることを重く見る立場に立たなくてはならない。」

つまり学習者が現実に対面する社会の中でいかに行動することが出来るかということが公民科教育を行う際の重要な視点とされているのである。そしてその際の指導の方法として実践指導と知的指導の二つがあげられている。実践指導は「公民科の教育の目ざしてゐる公民としての良識、公民としてのりっぱな性格を育ててゆかうとすれば、その実際の手法として、まづ生活の実際の動き、すなはち実践を指導してそれによつて公民として欠くことのできない生活のし方を形作る一方、また、これによつて公民的な良識を養つてゆくことを考へなくてはなるまい。そこでこのやうな考へ方から出て来る実践の指導の方法として、児童や生徒の日常の生活のし方や態度を指導しようとする生活指導と、その一つの形ではあるが、とくに、とりあげてみることで出来る自治の修練とをあげることが出来る。」¹⁰⁾として生活指導と自治の修練があげられている。そして指導の上で、「かういつた事(筆者注：実践指導)は、その上に自分でこれはかうすべきだと自覚され、知識としてしつかりした中身をもち、しかもそれが廣い知識になつて、社会生活をして

ゆくの役に立つ公民的な良識に發展してゆかなければならない」ために「知識と充実と拡大を旨とする知的指導が、公民教育の方法として大切になる。」⁽¹⁾すなわち、実践指導の上に立つて時間を割いた知的指導が行われる必要があるというのである。

以上のように指導の方法としては二つの方法を提案するのであるが、それを学年段階として具体化するためのよりどころとなるのが、学習者の心理的な発達段階である。「第一部 国民学校の公民科指導」では冒頭に次のように記されている。⁽²⁾

「いまその方針（筆者注：それまでに同書に記された公民科教育の方針）によって具体的に、どんな事項で、どんな方法でこれをやつてゆくかを考へようとする場合、まづ問題になるのは、その指導の対象となる児童や生徒の心理的性質の如何である。といふのは、児童や生徒の現実の生活を見定めてそれを理解するにも、またその日常生活に即するためにも、あるひは自発活動を誘つてゆくにも、その心理的性質、廣くはその生活の状態を知らないで、それにぴつたり合ふやうにすることはできないからである。」

すなわち、カリキュラム上に実践指導と知的指導を位置づけるためにはまず学習者の心理的発達段階に根拠を置こうというのであり、その結果、初等科一年から四年までは「論理的に考へる力の発達しないこと、行動によつて物事を知る傾向のあることは、共通に考へられるので、公民科指導は、児童の生活にあらはれる行動そのものを指導して、好ましい形をつくり、同時にその行動を通じて『ああすべきだ』『こうすべきだ』といふことを学ばせることを中心としてゆきたい。つまり実践指導をすることで公民的性格の基を

形作り、これによつて公民的良識の発達する基礎をつくる意味で、生活指導をしたのである。」⁽¹³⁾として教科としてではなく、生活指導としての公民教育を構想する。そして初等科五六年になると「その知的に発達することを考へると同時に、まだ、ものを十分論理的に、観念的に考へることのむづかしいことをも考へ合せてこれまでの生活指導をつづける一方、四年までやつて来た生活指導のいろいろな事項をもとにして、それについての自覚を導き、公民生活の原理をとらへさせることを目指して知的指導をしたい。」⁽¹⁴⁾として一週二時間程度の時間をとつて教科としての指導を行うことを構想するのである。また高等科においても同様である。

すなわち『国民学校公民教師用書』はそれまでの修身教育に対する批判から知的指導と生活指導の二つの方法による児童の生活に即した公民教育を示し、カリキュラム作成に際して学習者の心理的発達段階がその根拠としてあげられていたのである。しかしながら、一方で本書は片上の指摘するように生活指導が重点が置かれたため、国民学校全体を通した一貫した方法上の原理を十分には示すことができず、その意味で矛盾を残すこととなつたのである。⁽¹⁵⁾

4・青木誠四郎の教育観

次に以上のことを念頭において、『国民学校公民教師用書』作成の担当責任者であつた青木誠四郎が教育に対して如何なる考え方を保持していたのかということを知り、昭和初期から終戦前後までのいくつかの論考を

見ることによつて検討してみたい。

まず、その特徴の第一点は学習者の生活を極めて重視していたということである。これは青木の専攻が心理学にあつたためであるとみられる。例えば、一九二八年に『教育研究』誌に掲載された「今後の教育」という論考では「教育は被教育者の価値実現を助成する企図である」としたうえで、次のように述べている。⁽¹⁶⁾

「教育をかく考へてその出発するところを索むれば、そは人の現存的なる生活にありとすべきであるが、その現存的なる生活は、これを個体個体に求めなくてはならぬ。」したがつてそのためには、「児童の日常生活にできるだけ親しむこと」「児童の知能の如何についてできるだけ十分な方法を以てこれを検出すること」そして「これらの個別差を生じる条件となる児童の生育史、環境の状態、或はその遺伝の如何をも知ること」が必要であるとする。⁽¹⁷⁾つまり学習者の心理的狀態を把握した上で、それぞれの個性に教育が必要であることが述べられている。

青木のこの考え方は戦前から戦後にかけても基本的には変化していない。たとえば、一九三九年に『学習研究』誌に書かれた「国民学校案のもつ問題」の中でも国民学校案では「即生活の教育」ということが主張されているが、結果として総合教授の場合の教科書、教科課程、分科教授との円滑な連絡がいかに企てられるべきか等の細案が示されていないという批判を行っているし、戦後『国民学校公民教師用書』の作成後の論考でも学習指導要領に関して「指導の内容も方法も児童の生活、環境、学校の設備、社会生活などの相異に従つて、その場に即して考えられなくてはならない」として児童の生活を重視すべきことが主張されている。

そして、特徴の第二点はそのことと関連して児童の生活の重視が指導の方法に限定されたことと生活指導を重視していたことである。これは心理学をその土台とし、学習者の生活を重視していることから必然的に導かれることである。一九三二年に『教育研究』誌に書かれた「生活指導と学習指導」では当時の学習指導における知識が「今日に於てあまりに知識そのものに固定しゐて真の身に体せられた知識生々たる知識になつてゐない憾が多い。」とし、「生活に即して学習を指導し、これによつてまた生活を指導するとは、学習の指導にあたつて備へられる素材なり、其方法なりが児童の生活から導かれて来なくてはならない。」として方法上、児童の生活を重視する一方、その児童の生活に対しては「児童の生活を価値あらしめるために、児童の生活を指導するには、まづ児童そのもの、現在の生活を完全なものに導くことが考へられなくてはなるまい。」として生活習慣の獲得のための生活指導、学校或いは近隣の社会生活に生活指導を充分に行うべきであるとしている。⁽²⁾

以上のように青木の教育に対する把握は児童の生活を重視し、指導の方法上にそれを生かすこととその児童の生活それ自体を指導することが重点として考えられていたのである。

5. おわりに

以上述べてきたように公民教育構想の結論的位置を占める両『用書』の中で『国民学校公民教師用書』は公民教育刷新委員会の答申を受ける形で作成が開始され、カリキュラム上、初等科四年までは生活指導

を中心とした公民教育を構想していた。そして、それは学習者の生活を重視することによって公民教育を生活指導の中で行うとするもので、その意味では戦前から戦後初期にみられる青木の考え方が反映されたものと考えられる。

しかしながら、本論では具体的にそうした青木の考え方に基づくとみられる『国民学校公民教師用書』の内容がどこから得られたものかということについては未だ確認できない。また、この用書は青木一人が作成したのではなく、井坂行男との共同作業であったのであり、その意味で青木の影響が実際の程度反映されているのかということに関しては十分結論づけることはできなかった。以上のことに関してほかに事実関係を含めた調査が必要である。

□注□

- (1) 片上宗二『日本社会科成立史研究』一九九三年、風間書房。
- (2) 公開講座においては戦前の公民教育と戦後の社会科教育との関係について概説的に説明したが、本論はその補説となるものである。
- (3) なお、本論では公民教育構想から社会科成立に至る過程については片上宗二前掲書を参考にした。
- (4) 「公民教育刷新委員会ノ設置」片上宗二編著『敗戦直後の公民教育構想』（一九八四年、教育史料出版会）所収。
- (5) ハリー・レイ「民主教育をめざす公民科創設に払った文部省とCIEの努力―一九四五年―一九四六

- 年―』『社会科教育研究』No53、一九八五年、四頁。
- (6) 片上宗二『日本社会科成立史研究』一七八頁―一七九頁。
- (7) 以下公民教育刷新委員会の答申については片上宗二編著『敗戦直後の公民教育構想』によった。
- (8) 片上前掲書三八〇頁―三八七頁。
- (9) 片上宗二編著『敗戦直後の公民教育構想』三四頁―三五頁。
- (10) 同右、四三頁。
- (11) 同右、四六頁。
- (12) 同右、五七頁。
- (13) 同右、六二頁。
- (14) 同右。
- (15) 片上宗二『日本社会科成立史研究』四〇八頁―四一一頁。
- (16) 青木誠四郎「今後の教育」『教育研究』一九二八年一月号、二二頁。
- (17) 同上、二三頁―二四頁。
- (18) 青木誠四郎「国民学校案のもつ問題」『学習研究』一九三九年十一月、三七頁。
- (19) 同上、四〇頁。
- (20) 青木誠四郎『学習指導要領』について』『日本教育』一九四七年四・五月合併号、一七頁。
- (21) 青木誠四郎「生活指導と学習指導」『教育研究』一九三二年七月号、六六頁―六九頁。

